

共謀罪法案に反対する会長声明

政府は、本年秋に予定されている臨時国会以降に、これまで3回も廃案となった共謀罪法案を修正したうえで提出する方針であると報道されている。共謀罪法案とは、長期4年以上の懲役、禁錮等の刑を定める600以上の犯罪について、犯罪の遂行を共謀したというだけで、それ自体を処罰の対象とする法案である。

近代刑法の大原則は、犯罪の意思があるだけでは処罰せず、あくまでも犯罪の意思が具体的な行為として外部に現れた際に初めて処罰の対象とするというものである。我が国の刑法も、法益侵害に対する危険性がある行為を処罰するのが原則であり、犯罪の未遂や予備行為の処罰は例外的なものとされている。したがって、犯罪の客観的な準備行為よりも前の、まさに犯罪の意思が合致するだけで処罰してよいという共謀罪の新設は、近代刑法の大原則に反するといわざるを得ない。これまで政府が提案してきたように、刑法犯を含めて600を超える犯罪について、予備よりも前の段階の単なる意思の疎通を犯罪とすることは、これまでの我が国の近代刑事法の体系を根本から覆すものである。

また、現在の共謀共同正犯では「黙示の共謀」も認められており、謀議の場にたまたま居合わせたり、目配せがあっただけでも共謀があったと認定される可能性がある。共謀罪が新設されたならば、このような黙示の共謀だけで犯罪が成立することになり、処罰の範囲が著しく拡大するおそれがある。更に、共謀罪の存在それ自体が、国民の言論の自由・集会の自由・結社の自由に対して、多大な萎縮効果を及ぼすおそれもある。

さらに、「共謀」の立証のためには、国民の会話、電話、電子メール等を捜査の対象とすることにならざるをえず、国民のプライバシー侵害の危険性は著しく増大する。また、共謀罪の取り締まりのために、司法取引による密告の勧誘、捜査官のおとり捜査（潜入捜査）などの活用も予想され、日本国憲法が保障する適正手続の保障が害されるおそれも大きい。

政府は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を批准するために「共謀罪」を新設しなければならないと説明している。しかし、同条約は、締結国はそれぞれ国内法の基本原則に基づく立法上・行政上の措置をとればよいことを定めており、締結国には組織犯罪対策のために未遂以前の段階での対応を可能とする立法措置を求めているに留まる。我が国では、すでに現行法上、刑法をはじめとする個別の法律において、内乱予備罪、外患誘致陰謀罪、殺人予備罪など組織的犯罪集団による犯行が予想される重大な主要犯罪について予備罪及び陰謀罪が規定されており、未遂に至らない段階での対応が可能である。したがって、政府が説明するように、条約を批准するために「共謀罪」を新設する必要性など全くない。

以上のとおり、政府の提案する共謀罪法案は、近代刑法の大原則に反するばかりか、基本的人権を脅かし、刑事司法における適正手続を害するなど、極めて危険な

ものである。

よって、当会は、改めて、共謀罪の新設に強く反対する。

2015年（平成27年）8月11日

青森県弁護士会 会長 竹本真紀